方裁判所)。 (刑法二六○条)で、懲役一ご存じかもしれませんが、 年二ヶ月、執行猶予三年の一審判決を申し渡されました(二月十二日、東京地下が並区立西荻わかば公園のトイレの外壁に落書きした青年が、建造物損壊罪

審を引き続き支援していくことにしました。か」というのを一致点に、被告の支援をしてきた者です。私たちはこの不当な有罪判決をうけて、彼の控訴私たちは、この事件に対して、「公衆便所の落書きで、建造物損壊罪で起訴するなんてやりすぎではない

〈事件の概要〉

〈私たちの考え〉

し、もしも被告の「反戦思想」が、この重刑の理由(裁判所は否定していますが)だとしたら、これは思想に対たり、使えなくしたのならともかく、落書きしただけで、なぜ「建造物損壊罪」なのか理解に苦しみます二ヶ月という、軽いとは言えない一審判決が下されたことに私たちは驚いています。トイレを物理的に壊しまず、公園のトイレに落書きしただけで「建造物損壊罪」が適用され、執行猶予がついたとはいえ懲役一年 する弾圧です。

控訴審ではこれらの点をもう一度吟味して、公正な判決をくだすよう、東京高裁に求めていきます。て、落書きに対して懲役刑でもって懲らしめるというのはいくら何でもやりすぎなのではないでしょうか。世の中には落書きに対して不快に思う人もいるということは、私たちも勿論知っていますが、だからといっ

〈嘆願書にご協力下さい〉

の嘆願書に、お名前とご住所、日付をご記入下さいますようお願いいたします私たちは、九月三日の控訴審判決公判に向けて、以上の趣旨にもとづく嘆願 以上の趣旨にもとづく嘆願書を集めています。 是非、

嘆願書

東京高等裁判所第一刑事部御中

く、厳正な審理を行った上で公正な判決を下されるよう、切に求めるものであります。罪」を適用することの是非、そして量刑が過重ではないか、という一審判決に対する疑念に明快に答えるこの度の杉並区立西荻わかば公園公衆便所外壁に対する落書き事件について、本件行為に「建造物損壊 る疑念に明快に答えるべ本件行為に「建造物損壊

氏名

住所